



埼玉県報

第88号
令和2年(2020年)
3月13日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）

告示

- 川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 元荒川上流土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 廃川敷地等の告示（水辺再生課）
- さいたま都市計画道路事業の認可及び収用又は使用の手続の保留（都市計画課）
- さいたま都市計画道路事業及び上尾都市計画道路事業の認可及び収用又は使用の手続の保留（都市計画課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 上尾都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園スタジアム課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 一般国道254号の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域の変更（川越県土整備事務所）

令和2年(2020年)3月13日

- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「2通」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる者の別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者

ア 選任された者の住民票の抄本又は運転免許証等（選任された者が本人であることを確認するに足りる公的機関が発行した書類で氏名、生年月日及び住所が確認できるものに限る。）の写し（以下これらをこの項において「本人確認書類等」という。）

イ 選任された者の運転管理経歴を証明する書類（公安委員会が行う教習を修了した者にあつては修了証書の写し。以下この項において同じ。）

ウ 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、選任された者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの（以下この項において「運転記録証明書」という。）

(2) 副安全運転管理者

ア 本人確認書類等

イ 選任された者の運転管理経歴を証明する書類又は自動車安全運転センター法第29条第1項第4号に規定する書面で、選任された者の運転免許に係る経歴の証明に関する事項を記載したもの（以下この項において「運転免許経歴証明書」という。）（運転免許経歴証明書を添付しようとする者が現に自動車の運転免許を受けているときは、その運転免許証の写しをもって運転免許経歴証明書に代えることができる。この場合において、前記アの本人確認書類等として運転免許証の写しを添付する者にあつては、このイの規定に基づく運転免許証の添付は要しないものとする。）

ウ 運転記録証明書

第11条第3項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「あつた」を「あつた」に改め、同項第1号中「届出者の住所、名称若しくは氏名又は」を削る。

別記様式第9及び別記様式第9の2を次のように改める。

業種別コード表

(表)

産業名	コード	具体的業種	産業名	コード	具体的業種
農業	01	果樹、樹園、温室栽培、フレーム栽培、畜産、養蚕、園芸、穀作、現作物農業	小売業	43	百貨店、スーパーマーケット
	林業	05		園芸サービス、農耕サービス、畜産サービス、獣医業	44
漁業		06	育林、木炭製造、育林サービス、種苗生産サービス	45	酒、調味料、食肉、卵、鮮魚、乾物、野菜、果実、茶、パン、菓子、米穀、牛乳、料理品、豆腐、かまぼこ等
	鉱業	07	狩猟	46	飲食店、食堂、レストラン、料理店、そば、うどん、寿司、料亭、バー、キャバレー、喫茶店
08		漁業	47	自動車、自転車、バイク	
09		水産養殖(のり、かき、わかめ、真珠等)	48	家庭用機械器具、家庭用電気機械器具、家具、建具、畳、金物、荒物、陶磁器、ガラス器	
建設業	10	金属鉱業	金融	49	医療品、化粧品、農耕用品、肥料、飼料、ガソリンスタンド、燃料、書籍、文具、新聞、紙、骨董品、スポーツ用品、玩具、楽器、写真機、時計、眼鏡、たばこ、花、植木、苗、種子
	11	石炭鉱業		50	銀行、信託
	12	原油、天然ガス鉱業		51	農林、水産
製造業	13	非金属鉱業(採石、砂、砂利、玉石、石灰石、粘土等採取を含む)	保険業	52	相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、金融公庫
	14	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築		53	短資業、手形交換、保証協会、証券金融
	15	大工、瓦職、土工、コンクリート工事、左官、内装工事、タイルブロック工事、鉄骨工事、レンガ、塗装、建具、屋根等		54	投資業
食品	16	電気配線、信号装置工事、衛生設備、冷暖房設備、井戸ポンプ工事、給排水工事、昇降設備、管工事、機械器具設備、さく井工事等	不動産業	55	証券業、商品取引業、証券取引所
	17	畜産食料品、乳製品、ハム、ソーセージ、パン菓子、精米麦、漬物、しょう油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、飼料、缶詰、ビン詰等		56	保険業、共済事業等
	18	製茶、製水、水餃、豆腐、油揚げ、麺類、こうじ、もやし、コーヒー、たばこ		57	保険代理業、保険サービス
繊維	19	製糸、紡績、織物、メリヤス、靴下、手袋、染色、綱製造、製綿等	運輸	59	建売業、土地売買業、不動産管理業、貸家業、土地賃貸業
	20	洋服製造、作業服、学生服、下着、帽子、和装製品、足袋、ネクタイ、寝具、蚊や、刺しゅう、ハンカチーフ、スカーフ、マフラー、毛皮等		60	鉄道
	21	製材、ベニヤ板、屋根板、たる、桶、チップ、下駄、竹藪製品		61	一般旅客
木材	22	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ	通信業	62	一般貨物、通運業
	23	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ		63	水運業
	24	バルブ、板紙、手すき和紙、ダンボール、ふすま紙、壁紙、セロファン等		64	航空運輸
化学	25	新聞業、出版、製本、写真製版、植字、木版、銅版等	電気ガス水道熱供給業	65	倉庫業
	26	化学肥料、ガス、塩、プラスチック、ゴム、石けん、化学繊維、インキ洗剤、医薬品、農薬、香料、化粧品、接着剤、写真感光材等		66	運輸に付帯するサービス業
	27	石油精製、潤滑油、コークス、練炭、舗装材料		67	郵便業、電信、電話業、有線放送電話業
ゴム製品	28	ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、ゴムホース、ゴムベルト、タイヤ、チューブ	サービス業	70	電気業(発電、変電、その他電気事業所)
	29	革靴、カバン、袋物、毛皮、皮手袋等		71	ガス業(ガス製造、ガス供給、その他ガス事業所)
	30	板ガラス、ガラス容器、セメント、生コン製造、かわら、陶器、タイル、レンガ、ほうろう鉄器、人造宝石、石綿、石こう、石灰		72	水道業(上・下水道)
鉄鋼	31	メッキ鋼管、ブリキ、鋳物、伸鉄	その他	73	熱供給業
	32	銅、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミの精錬、精製業、圧延、伸銅品、電線、ケーブル、核燃料		74	物品賃貸業(建設用機械、事務用品、レンタカー、映画、スポーツ用品等)
	33	ブリキ缶、洋食器、刃物、工具、農機具、冷暖房装置、ガス機器、ボルト、ナット、釘、スプリング、メッキ		75	旅館、宿泊所、下宿業
一般機械器具	34	エレベーター、エスカレーター、ボイラー、タービン、農業用機械、トラクター、各種機械、ポンプ、ミシン、消火器具、ピストンリング等	76	警備業、家事サービス	
	35	発電機、変圧器、電球、照明器具、ラジオ、テレビジョン、音器、レントゲン装置、電子計算機、電池等	77	クリーニング業、理容業、美容業、浴場業	
	36	自動車及び部品、鉄道車両、自転車及び部品、船、航空機等	78	写真業、物品預かり、葬儀、火葬、墓地管理、古綿打直し	
精密機械器具	37	眼鏡、時計、医療用機械、光学機械、はかり、温度計、圧力計、測量機等	79	映画業	
	38	銃、薬きょう	80	劇場、興業団、ゴルフ場(練習場含む)、競輪場、競馬場、スポーツ施設、競走場、運動競技場、公園、遊園地、パチンコ、マージャン、芸妓場等	
	39	貴金属、宝石、楽器、レコード、玩具、人形、ペン、鉛筆、絵画、万年筆、毛筆、装飾品、ボタン、漆器、帽子、畳、ホウキ、マッチ、煙火、かつら、花器、ビン、看板、標識	81	公共放送業、民間放送業、有線放送業	
卸売業	40	繊維原料、衣服、下着、寝具、靴、カバン、農畜産物、水産物、食料、飲料、医薬品、化学製品、鉱物、金属材料、機械、部品	82	自動車整備業、駐車場、自動車タイヤ修理業	
	41	木材、竹材、セメント、板ガラス、家具、建具、畳、空ビン、空カン、鉄スクラブ、古紙、金物、スポーツ用品、たばこ	83	その他修理業(機械、電気機械器具、家具、表具、時計、自転車等)	
	42	代理商、仲立業	84	協同組合(農業、漁業、森林)	
公務	その他	代理商、仲立業	85	情報サービス、ニュース供給、興信所、広告代理、屋外広告	
			86	その他サービス(速記複写、商品検査、建築サービス等)	
			87	専門サービス(法律、特許、公証人役場、会計士、税理士、司法書士、個人教授所、経営コンサルタント等)	
その他	その他	代理商、仲立業	88	医療業、病院、診療所、保健所、健康相談施設	
			89	清掃業、廃棄物処理業	
			90	宗教	
その他	その他	代理商、仲立業	91	学校、幼稚園、各種学校、学習塾、公民館、図書館、職業訓練施設等	
			92	社会保険、社会福祉、老人福祉、介護事業、身障事業、保育所	
			93	学術研究機関	
その他	その他	代理商、仲立業	94	政治、経済、文化団体	
			95	その他のサービス	
			96	外国公務	
その他	その他	代理商、仲立業	97	国家事務	
			98	地方事務	
			99	分類不能の産業	

(注)上記の具体的業種は一部を掲載したものであり、該当する具体的業種がない場合には類似する業種コードを記入すること。

業種別コード表

(表)

産業名	コード	具体的業種	産業名	コード	具体的業種
農業	01	果樹、樹園、温室栽培、フレーム栽培、畜産、養蚕、園芸、穀作、現作物農業	小売業	43	百貨店、スーパーマーケット
	林業	05		園芸サービス、農耕サービス、畜産サービス、獣医業	44
漁業		06	育林、木炭製造、育林サービス、種苗生産サービス	45	酒、調味料、食肉、卵、鮮魚、乾物、野菜、果実、茶、パン、菓子、米穀、牛乳、料理品、豆腐、かまぼこ等
	鉱業	07	狩猟	46	飲食店、食堂、レストラン、料理店、そば、うどん、寿司、料亭、バー、キャバレー、喫茶店
08		漁業	47	自動車、自転車、バイク	
09		水産養殖(のり、かき、わかめ、真珠等)	48	家庭用機械器具、家庭用電気機械器具、家具、建具、畳、金物、荒物、陶磁器、ガラス器	
建設業	10	金属鉱業	金融	49	医療品、化粧品、農耕用品、肥料、飼料、ガソリンスタンド、燃料、書籍、文具、新聞、紙、骨董品、スポーツ用品、玩具、楽器、写真機、時計、眼鏡、たばこ、花、植木、苗、種子
	11	石炭鉱業		50	銀行、信託
	12	原油、天然ガス鉱業		51	農林、水産
製造業	13	非金属鉱業(採石、砂、砂利、玉石、石灰石、粘土等採取を含む)	保険業	52	相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、金融公庫
	14	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築		53	短資業、手形交換、保証協会、証券金融
	15	大工、倉庫、土工、コンクリート工事、左官、内装工事、タイルブロック工事、鉄骨工事、レンガ、塗装、建具、屋根等		54	投資業
食品	16	電気配線、信号装置工事、衛生設備、冷暖房設備、井戸ポンプ工事、給排水工事、昇降設備、管工事、機械器具設備、さく井工事等	不動産業	55	証券業、商品取引業、証券取引所
	17	畜産食料品、乳製品、ハム、ソーセージ、パン菓子、精米麦、漬物、しょう油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、飼料、缶詰、ビン詰等		56	保険業、共済事業等
	18	製茶、製水、水餃、豆腐、油揚げ、麺類、こうじ、もやし、コーヒー、たばこ		57	保険代理業、保険サービス
繊維	19	製糸、紡績、織物、メリヤス、靴下、手袋、染色、綱製造、製綿等	運輸	59	建売業、土地売買業、不動産管理業、貸家業、土地賃貸業
	20	洋服製造、作業服、学生服、下着、帽子、和装製品、足袋、ネクタイ、寝具、蚊や、刺しゅう、ハンカチーフ、スカーフ、マフラー、毛皮等		60	鉄道
	21	製材、ベニヤ板、屋根板、たる、桶、チップ、下駄、竹藪製品		61	一般旅客
木材	22	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ	通信業	62	一般貨物、通運業
	23	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ		63	水運業
	24	バルブ、板紙、手すき和紙、ダンボール、ふすま紙、壁紙、セロファン等		64	航空運輸
紙加工	25	新聞業、出版、製本、写真製版、植字、木版、銅版等	電気ガス水道熱供給業	65	倉庫業
	26	化学肥料、ガス、塩、プラスチック、ゴム、石けん、化学繊維、インキ洗剤、医薬品、農薬、香料、化粧品、接着剤、写真感光材等		66	運輸に付帯するサービス業
	27	石油精製、潤滑油、コークス、練炭、舗装材料		67	郵便業、電信、電話業、有線放送電話業
ゴム製品	28	ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、ゴムホース、ゴムベルト、タイヤ、チューブ	68	電気業(発電、変電、その他電気事業所)	
	29	革靴、カバン、袋物、毛皮、皮手袋等	69	ガス業(ガス製造、ガス供給、その他ガス事業所)	
	30	板ガラス、ガラス容器、セメント、生コン製造、かわら、陶器、タイル、レンガ、ほうろう鉄器、人造宝石、石綿、石こう、石灰	70	水道業(上・下水道)	
鉄鋼	31	メッキ鋼管、ブリキ、鋳物、伸鉄	熱供給業	71	熱供給業
	32	銅、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミの精錬、精製業、圧延、伸銅品、電線、ケーブル、核燃料		72	物品賃貸業(建設用機械、事務用品、レンタカー、映画、スポーツ用品等)
	33	ブリキ缶、洋食器、刃物、工具、農機具、冷暖房装置、ガス機器、ボルト、ナット、釘、スプリング、メッキ		73	旅館、宿泊所、下宿業
一般機械器具	34	エレベーター、エスカレーター、ボイラー、タービン、農業用機械、トラクター、各種機械、ポンプ、ミシン、消火器具、ピストンリング等	74	警備業、家事サービス	
	35	発電機、変圧器、電球、照明器具、ラジオ、テレビジョン、音器、レントゲン装置、電子計算機、電池等	75	クリーニング業、理容業、美容業、浴場業	
	36	自動車及び部品、鉄道車両、自転車及び部品、船、航空機等	76	写真業、物品預かり、葬儀、火葬、墓地管理、古綿打直し	
精密機械器具	37	眼鏡、時計、医療用機械、光学機械、はかり、温度計、圧力計、測量機等	77	映画業	
	38	銃、薬きょう	78	劇場、興業団、ゴルフ場(練習場含む)、競輪場、競馬場、スポーツ施設、競走場、運動競技場、公園、遊園地、パチンコ、マージャン、芸妓場等	
	39	貴金属、宝石、楽器、レコード、玩具、人形、ペン、鉛筆、絵画、万年筆、毛筆、装飾品、ボタン、漆器、帽子、畳、ホウキ、マッチ、煙火、かつら、花器、ビン、看板、標識	79	公共放送業、民間放送業、有線放送業	
卸売業	40	繊維原料、衣服、下着、寝具、靴、カバン、農畜産物、水産物、食料、飲料、医薬品、化学製品、鉱物、金属材料、機械、部品	80	自動車整備業、駐車場、自動車タイヤ修理業	
	41	木材、竹材、セメント、板ガラス、家具、建具、畳、空ビン、空カン、鉄スクラブ、古紙、金物、スポーツ用品、たばこ	81	その他修理業(機械、電気機械器具、家具、表具、時計、自転車等)	
	42	代理商、仲立業	82	協同組合(農業、漁業、森林)	
公務	その他		83	情報サービス、ニュース供給、興信所、広告代理、屋外広告	
			84	その他サービス(速記複写、商品検査、建築サービス等)	
			85	専門サービス(法律、特許、公証人役場、会計士、税理士、司法書士、個人教授所、経営コンサルタント等)	
その他			86	医療業、病院、診療所、保健所、健康相談施設	
			87	清掃業、廃棄物処理業	
			88	宗教	
その他			89	学校、幼稚園、各種学校、学習塾、公民館、図書館、職業訓練施設等	
			90	社会保険、社会福祉、老人福祉、介護事業、身障事業、保育所	
			91	学術研究機関	
その他			92	政治、経済、文化団体	
			93	その他のサービス	
			94	外国公務	
その他			95	国家事務	
			96	地方事務	
			97	分類不能の産業	
その他			98		
			99		

(注)上記の具体的業種は一部を掲載したものであり、該当する具体的業種がない場合には類似する業種コードを記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則別記様式第9及び別記様式第9の2による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

告 示

埼玉県告示第百九十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市戸塚環境センター施設整備事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境部環境施設課

川口市戸塚環境センター

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

草加市市民生活部廃棄物資源課

越谷市環境経済部環境政策課

越谷市出羽地区センター

二 縦覧の期間

令和二年三月十三日（金）から令和二年四月十三日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第百九十五号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

玉企ショッピングビル

埼玉県桶川市大字下日出谷三百十六―二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社玉企興産 代表取締役 和久津慶治

埼玉県桶川市大字下日出谷七百七十二番地

（変更後） 有限会社玉企興産 代表取締役 和久津慶治

埼玉県桶川市大字下日出谷西三丁目九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八 外計三者

（変更後） ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 変更年月日

令和二年二月二十七日外

ニ 届出年月日

令和二年二月二十七日

二 縦覧期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

玉企ショッピングビル

埼玉県桶川市大字下日出谷三百十六―二外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六〇台

ハ 変更年月日

令和二年十月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年二月二十七日

二 縦覧期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ヴィーニユビル

埼玉県新座市野火止五丁目二番六十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 日本トイザラス株式会社 代表取締役 デイター・ハーベル

神奈川県川崎市幸区大宮町千三百十番地

株式会社与野フードセンター 代表取締役 井原 實

埼玉県さいたま市中央区大字下落合千二十七番地

（変更後） 日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジ

エイブス

神奈川県川崎市幸区大宮町千三百十番地

株式会社与野フードセンター 代表取締役 木村幸治

埼玉県さいたま市中央区大字下落合千二十七番地

ハ 変更年月日

令和元年十一月三十日外

ニ 届出年月日

令和二年二月二十六日

二 縦覧期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 齋 藤 松 司 埼玉県久喜市菖蒲町新堀二千四百六十八番地

告 示

埼玉県告示第二百号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報 修正）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（地図情報レベル五百（航空レーザ測量による河川測量））

三 作業地域

鴻巣市、吉見町、北本市、桶川市、川島町、川越市、さいたま市、上尾市

四 作業期間

令和二年三月三日から令和二年五月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第二百二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測深、河川測量）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内
都幾川、越辺川、高麗川、小畔川、入間川（川越市、川島町、坂戸市、毛呂山町、鳩山町、東松山市）

四 作業期間

令和二年三月三日から令和二年五月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第二百三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

三 作業地域

荒川上流管内（埼玉県さいたま市西区大字植田谷本村新田地先から東京都板橋区新河岸三丁目地先まで）

四 作業期間

令和元年九月二日から令和二年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第二百四号

令和元年埼玉県告示第二百八十四号で公示した公共測量は、令和二年二月二十五日終了した旨測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百五号

令和元年埼玉県告示第九十二号で公示した公共測量は、令和二年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六号

令和元年埼玉県告示第八百十四号で公示した公共測量は、令和二年二月十四日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百七号

令和元年埼玉県告示第四百四十五号で公示した公共測量は、令和二年二月二十九日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

荒川水系一級河川南小畔川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年三月十三日

三 廃川敷地等の位置

川越市大字笠幡字賀嘉良六二七番二五、同市大字笠幡字賀嘉良六二七番二六、

同市大字笠幡字台田六一九番一四

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

二七二・二五平方メートル

告 示

埼玉県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

首都高速道路株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・一・四号新大宮バイパス線

三 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目並びに大宮区上小町地内

ロ 使用の部分

なし

五 収用又は使用の手続が保留される事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目並びに大宮区上小町地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

首都高速道路株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業一・四・二号高速埼玉中央道路及び上尾都市計画道路事業一・四・一号高速埼玉中央道路

三 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目、大宮区上小町、三橋二丁目、三橋三丁目及び三橋四丁目並びに西区三橋五丁目、三橋六丁目、宮前町、大字内野本郷字上野原、大字清河寺字東谷、北原、大字西新井字本村前、西久保及び堤崎前並びに埼玉県上尾市大字堤崎字柳田、前谷、西谷、後谷及び大字地頭方字東谷地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目並びに西区三橋五丁目及び宮前町地内

五 収用又は使用の手続が保留される事業地の範囲

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目、大宮区上小町、三橋二丁目、三橋三丁目及び三橋四丁目並びに西区三橋五丁目、三橋六丁目及び宮前町地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目並びに西区三橋五丁目地内

告 示

埼玉県告示第二百十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年三月十三日

告 示

埼玉県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第三百五十七号で告示した上尾都市計画公園事業（伊奈町施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二年九月十一日から令和七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

平成七年埼玉県告示第四百四十三号の事業地のうち、大字羽貫字寺下及び字谷畑並びに大字小針内宿字内谷地内の一部並びに大字羽貫字八幡谷地内を削る。

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和二年三月二十三日午後三時三十分	むさし野住宅	平岡 實	埼玉県久喜市菖蒲町三箇八百三十四番地八

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇五会議室

告示

埼玉県告示第二百十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和二年三月二十三日午後一時三十分	株式会社大勇ホーム	吉岡辰起	埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目二十七番十号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇五会議室

告 示

埼玉県告示第二百十五号

深谷市から深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百十六号

深谷市から寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字台字久田二五七番一地先から同市大字下内間木字散在一四七八番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇〇〇・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成二十四年十一月三十日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
川越市大字古谷本郷上組字川袋 一〇八四番二地先から同市大字 中老袋字笹井一八七番地先まで		区 間
二・〇〇〇 二〇・〇〇〇	三・〇〇〇 六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
四三五五・〇〇	三二八三・四〇	延 長 (メートル)
国土交通省による荒 川第二・三調節池事 業に伴う対岸堤(荒川 右岸堤防)整備事業 による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市大字古谷上字蔵根六〇五五番一 地先から同市大字中老袋字田島二八九番 三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年三月十三日 午前十時</p>
<p>備 考</p>	<p>国土交通省による荒川第 二・三調節池事業に伴う対岸 堤（荒川右岸堤防）整備事業 による。 延長二三七五・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和二年二月二十六日

指令越建セ第〇一〇一二一号

二 検査済証番号

令和二年三月十日

越建セ第四九二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字宮前九百八十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市東越谷四丁目二十九番地十五 A一〇三

近藤 陽介

告示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和二年三月十三日から施行する。

平成三十年埼玉県教委告示第二十七号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和二年三月十日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成三十一年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「一四、二四九円」とあるのは「一四、二五五円」と、「一七、二八五円」とあるのは「一七、三五三円」と、「一九、〇五二円」とあるのは「一九、二八六円」と、「二三、三〇四円」とあるのは「二三、九〇五円」と、「二五、二三二円」とあるのは「二五、二五七円」と、「二四、七九七円」とあるのは「二四、八五九円」と、「一四、九九七円」とあるのは「一五、二九一円」とする。

令和二年三月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円

七十歳以上	六十歳以上六十五歳未満 六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円 三、九六〇円	五、二二一円 一九、七六九円
		三、九六〇円	一三、二八五円